

# 『消費税 軽減税率制度研修会』を開催

総務指導部 指導課

去る十一月一日、八日、九日、十二日に長崎市・佐世保市・壱岐市・対馬市の各会場にて消費税軽減税率制度研修会を開催しました。

当研修会は、県下漁協を対象に平成三十一年十月一日の消費税引き上げと同時に実施される「消費税軽減税率制度」を円滑に導入することを目的に開催し、各地区あわせて六十漁協百二十九名が参加しました。

講師に、福岡国税局課税第二部消費税課軽減税率制度係の永瀧国税実査官を招き、軽減税率制度の概要や適格請求書等保存方式（インボイス制度）への対応等について解説してもらいました。



(6) また、事前に参加者へアンケートを実施しており、軽減税率制度の疑問点等を研修会の

中で回答したため、実りある研修会になったと思います。

なお、本会では会員である漁協を対象に研修会を実施しましたが、漁業者（個人事業者）にも関連があるため、各漁協においては、所轄税務署へ依頼し漁業者を対象とした研修会を開催してもらったよう周知しました。

## 〈軽減税率制度の概要〉

軽減税率制度は、消費税率引き上げと同時に実施され、酒類・外食を除く飲食料品及び週二回以上発行される新聞が対象となります。（左図参照）

